【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年６月26日
【会社名】	株式会社ドワンゴ
【英訳名】	DWANGO Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　荒木　隆司
【本店の所在の場所】	東京都中央区銀座四丁目12番15号
【電話番号】	（03）3549-6300（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員　コーポレート本部長　小松　百合弥
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区銀座四丁目12番15号
【電話番号】	（03）3549-6300（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員　コーポレート本部長　小松　百合弥
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 東京都中央区日本橋兜町2番1号

１【提出理由】

当社は、平成26年６月26日開催の取締役会において、当社を存続会社として、当社の特定子会社かつ完全子会社である株式会社ドワンゴコンテンツ(以下「ドワンゴコンテンツ」といいます。)及び株式会社ドワンゴモバイル(以下「ドワンゴモバイル」といいます。)並びに当社の完全子会社である株式会社キテラス(以下「キテラス」といいます。)を吸収合併することを決議するとともに、平成26年６月26日付で合併契約を締結いたしましたので、金融商品取引法第24条の５第４項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第３号及び第７号の３の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

２【報告内容】

Ⅰ．　特定子会社の異動に関する事項

（企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第３号に基づく報告）

（１）　当該異動に係る特定子会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金の額及び事業の内容

名称	株式会社ドワンゴコンテンツ	株式会社ドワンゴモバイル
住所	東京都中央区銀座四丁目12番15号	東京都中央区銀座四丁目12番15号
代表者の氏名	代表取締役社長　相良　俊哉	代表取締役社長　川影　幸久
資本金の額	391百万円	100百万円
事業の内容	生放送番組の運営・制作等	携帯電話向けコンテンツの企画・開発・運営

（２）　当該異動の前後における当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数及び当該特定子会社の総株主等の議決権に対する割合

		ドワンゴコンテンツ	ドワンゴモバイル
①議決権の数	異動前	15,400個	2,000個
	異動後	―	―
②総株主等の議決権に対する割合	異動前	100%	100%
	異動後	―	―

（３）　当該異動の理由及びその年月日

①　異動の理由

当社が、当社の特定子会社であるドワンゴコンテンツ及びドワンゴモバイルを吸収合併することにより、同２社が消滅することによります。

②　異動の年月日

平成26年10月１日（予定）

Ⅱ．吸収合併に関する事項

（企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第７号の３に基づく報告）

（１）　当該吸収合併の相手会社についての事項

①　商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	株式会社ドワンゴコンテンツ	株式会社ドワンゴモバイル	株式会社キテラス
本店の所在地	東京都中央区銀座四丁目12番15号	東京都中央区銀座四丁目12番15号	東京都中央区銀座四丁目12番15号
代表者の氏名	代表取締役社長 相良　俊哉	代表取締役社長 川影　幸久	代表取締役社長 鈴木　慎之介
資本金の額	391百万円	100百万円	60百万円
純資産の額	1,843百万円(平成25年９月30日現在)	3,319百万円(平成25年９月30日現在)	38百万円(平成25年９月30日現在)
総資産の額	2,236百万円(平成25年９月30日現在)	5,820百万円(平成25年９月30日現在)	88百万円(平成25年９月30日現在)
事業の内容	生放送番組の運営・制作等	携帯電話向けコンテンツの企画・開発・運営	コンシューマーエレクトロニクス向けサービスの企画・開発

② 最近３年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び当期純利益

イ．ドワンゴコンテンツ　(単位：百万円)

決算期	平成24年３月期 (単体)	平成24年９月期 (単体)※1	平成25年９月期 (単体)
売上高	2,229	952	2,258
営業利益	29	82	53
経常利益	34	83	66
当期純利益	△48	51	△3

※1 平成24年９月期は６か月分の数値

ロ．ドワンゴモバイル　(単位：百万円)

決算期	平成23年９月期 (単体)	平成24年９月期 (単体)※2	平成25年９月期 (単体)
売上高	―	10,594	13,313
営業利益	―	459	670
経常利益	―	459	669
当期純利益	―	255	273

※2平成24年９月期は９か月分の数値

ハ．キテラス　(単位：百万円)

決算期	平成23年９月期 (単体)	平成24年９月期 (単体) ※3	平成25年９月期 (単体)
売上高	―	123	349
営業利益	―	△8	△7
経常利益	―	△9	△2
当期純利益	―	△19	△1

※3平成24年９月期は８か月分の数値

③ 大株主の氏名又は名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

イ．ドワンゴコンテンツ

大株主の氏名又は名称	発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合(%)
株式会社ドワンゴ	100.00

ロ．ドワンゴモバイル

大株主の氏名又は名称	発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合(%)
株式会社ドワンゴ	100.00

ハ．キテラス

大株主の氏名又は名称	発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合(%)
株式会社ドワンゴ	100.00

④ 提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

イ．ドワンゴコンテンツ

資本関係	当社の完全子会社であります。
人的関係	ドワンゴの監査役２名がドワンゴコンテンツの監査役を兼務しております。
取引関係	「niconico」のコンテンツ制作、店舗等施設、イベント運営代行業務、管理部門業務について取引がございます。

ロ．ドワンゴモバイル

資本関係	当社の完全子会社であります。
人的関係	ドワンゴの代表取締役社長１名がドワンゴモバイルの取締役を兼務しております。
取引関係	モバイルサイトの利用料回収業務・売上等の管理システムの保守管理業務・ニコニコ動画関連業務、商標・ドメイン利用、管理部門業務について取引がございます。

ハ．キテラス

資本関係	当社の完全子会社であります。
人的関係	ドワンゴの代表取締役会長１名がキテラスの取締役を兼務しております。
取引関係	ニコニコ動画の様々なデバイスに対する企画開発・制作・運用業務について取引がございます。

（２） 当該吸収合併の目的

平成26年10月１日を効力発生日(予定)とする当社と株式会社KADOKAWA(以下「KADOKAWA」といいます。)との共同株式移転により、統合持株会社である株式会社KADOKAWA・DWANGO(以下「KADOKAWA・DWANGO」といいます。)が設立されます。KADOKAWA・DWANGOの設立後は、同社が当社及びKADOKAWAの完全親会社となり、戦略的かつ効率的なグループ運営を行うことになります。

そこで当社は、統合後のグループ運営を見据え、意思決定の迅速化及び経営資源の最適化を目的として、ドワンゴコンテンツ、ドワンゴモバイル及びキテラスの３社を、当社を存続会社として吸収合併することにいたしました。

ドワンゴコンテンツは、「ネット党首討論会」など社会的に注目を集める生放送を多数制作し、コンテンツ企画・制作力に優れております。また、ドワンゴモバイルは、主力の音楽配信サービスに加え、大相撲アプリ等も展開しており、今後はコンテンツ開発力を強化していきます。キテラスは、液晶テレビやゲーム機器向けに、ニコニコアプリを提供し、視聴環境を拡大させるなど、高い技術力を有しております。

これらの吸収合併により、経営資源を有効活用することで、当社としてさらなる成長を図るとともに、KADOKAWAとのシナジー効果を最大限に発揮し、KADOKAWA・DWANGOの企業価値の向上を目指してまいります。

（３） 当該吸収合併の方法、吸収合併に係る割当ての内容、その他の吸収合併契約の内容

① 吸収合併の方法

当社を存続会社とする吸収合併方式で、ドワンゴコンテンツ、ドワンゴモバイル及びキテラスの３社は解散いたします。

② 吸収合併に係る割当ての内容

当社は、ドワンゴコンテンツ、ドワンゴモバイル及びキテラスの発行済株式の全てを保有しているため、本合併に際して、株式その他の金銭等の割当ては行いません。

③ その他の吸収合併契約の内容

平成26年６月26日に締結された吸収合併契約の内容は、後記のとおりであります。

（４） 吸収合併に係る割当ての内容の算定根拠

該当事項はありません。

（５） 当該吸収合併の後の吸収合併存続会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	株式会社ドワンゴ
本店の所在地	東京都中央区銀座四丁目12番15号
代表者の氏名	代表取締役社長　荒木　隆司
資本金の額	10,616百万円
純資産の額	19,675百万円(平成25年９月30日現在)
総資産の額	25,026百万円(平成25年９月30日現在)
事業内容	ネットワーク・エンタテインメント・サービス及びコンテンツの企画・開発・運営、動画コミュニティサービスの運営等

以 上

合 併 契 約 書

株式会社ドワンゴ（以下「甲」という。）及び株式会社ドワンゴコンテンツ（以下「乙」という。）は、甲と乙との合併（以下「本合併」という。）に関し、次の通り、合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条 （当事会社及び合併の方法）

1.甲及び乙は、甲を吸収合併存続会社とし、乙を吸収合併消滅会社として、合併する。

2.本合併に係る吸収合併存続会社及び吸収合併消滅会社の商号及び住所は、次の通りである。

(1) 吸収合併存続会社
商　号 株式会社ドワンゴ
住　所 東京都中央区銀座四丁目12番15号　歌舞伎座タワー

(2) 吸収合併消滅会社
商　号 株式会社ドワンゴコンテンツ
住　所 東京都中央区銀座四丁目12番15号　歌舞伎座タワー

第2条 （本合併に際して交付する金銭等に関する事項）

甲は、乙の発行済株式の全てを所有しているため、本合併に際して、金銭等の交付は行わないものとする。

第3条 （本合併に際して増加すべき資本金及び準備金）

本合併により甲の資本金及び準備金の額は増加しないものとする。

第4条 （効力発生日）

1.本合併がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、平成26年10月1日とする。

2.前項の規定にかかわらず、合併手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙が協議し合意の上、効力発生日を変更することができる。

第5条 （合併承認総会）

1.甲は、会社法第796条第3項の規定により、本契約につき株主総会の承認を得ないで本合併を行う。

2.乙は、会社法第784条第1項の規定により、本契約につき株主総会の承認を得ないで本合併を行う。

第6条 （会社財産の引継）

甲は、効力発生日において、乙の資産及び負債並びにこれらに付随する全ての権利義務を引き継ぐものとする。

第7条（善管注意義務）

1.甲及び乙は、本契約締結後効力発生日に至るまで、善良な管理者としての注意をもって、それぞれ業務執行及び財産の管理を行うものとし、本契約に別途定めるものを除き、各々の財産及び権利義務に重大な影響を及ぼすおそれのある行為を行おうとする場合には、甲及び乙が協議し合意の上、これを行うものとする。

2.前項の規定にかかわらず、甲は、（ｉ）東京都中央区銀座四丁目12番15号歌舞伎座タワーに本店を有する株式会社ドワンゴモバイルとの間で、平成26年6月26日付で両者間で締結する合併契約書に基づき、甲を吸収合併存続会社、株式会社ドワンゴモバイルを吸収合併消滅会社とする吸収合併を行うこと、及び、（ii）東京都中央区銀座四丁目12番15号歌舞伎座タワーに本店を有する株式会社キテラスとの間で、平成26年6月26日付で両者間で締結する合併契約書に基づき、甲を吸収合併存続会社、株式会社キテラスを吸収合併消滅会社とする吸収合併を行うことができるものとする。

第8条（合併条件の変更及び本契約の解除）

本契約締結後効力発生日に至るまでの間に、天災地変その他の事由により、甲若しくは乙の財産状態若しくは経営状態について重大な変動が発生し、若しくは判明した場合、又は、本契約に従った本合併の実行の支障となりうる重大な事象が発生し、若しくは判明した場合には、甲及び乙が協議し合意の上、本契約を変更又は解除することができるものとする。

第9条（本契約の効力）

本契約は、前条に従い本契約が解除された場合、又は、法令上本合併に関して要求される関係官庁の承認等が得られない場合には、その効力を失う。

第10条（協議事項）

本契約に定めるもののほか、本合併に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲及び乙が協議し合意の上、これを定めるものとする。

本契約の締結を証するため、本契約を2通作成し、甲乙記名捺印の上、各1通を保有する。

平成26年6月26日

甲：東京都中央区銀座四丁目12番15号　歌舞伎座タワー
株式会社ドワンゴ
代表取締役社長　荒木　隆司

乙：東京都中央区銀座四丁目12番15号　歌舞伎座タワー
株式会社ドワンゴコンテンツ
代表取締役社長　相良　俊哉

合 併 契 約 書

株式会社ドワンゴ（以下「甲」という。）及び株式会社ドワンゴモバイル（以下「乙」という。）は、甲と乙との合併（以下「本合併」という。）に関し、次の通り、合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（当事会社及び合併の方法）

1.甲及び乙は、甲を吸収合併存続会社とし、乙を吸収合併消滅会社として、合併する。

2.本合併に係る吸収合併存続会社及び吸収合併消滅会社の商号及び住所は、次の通りである。

(1) 吸収合併存続会社
商　号 株式会社ドワンゴ
住　所 東京都中央区銀座四丁目12番15号　歌舞伎座タワー

(2) 吸収合併消滅会社
商　号 株式会社ドワンゴモバイル
住　所 東京都中央区銀座四丁目12番15号　歌舞伎座タワー

第2条（本合併に際して交付する金銭等に関する事項）

甲は、乙の発行済株式の全てを所有しているため、本合併に際して、金銭等の交付は行わないものとする。

第3条（本合併に際して増加すべき資本金及び準備金）

本合併により甲の資本金及び準備金の額は増加しないものとする。

第4条（効力発生日）

1.本合併がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、平成26年10月1日とする。但し、効力発生日が、本合併②（第7条第2項において定義される。以下同じ。）がその効力を生ずる日と同日となる場合には、本合併は、本合併②の効力が生じることを条件として、その効力を生じるものとする。

2.前項の規定にかかわらず、合併手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙が協議し合意の上、効力発生日を変更することができる。

第5条（合併承認総会）

1.甲は、会社法第796条第3項の規定により、本契約につき株主総会の承認を得ないで本合併を行う。

2.乙は、会社法第784条第1項の規定により、本契約につき株主総会の承認を得ないで本合併を行う。

第6条（会社財産の引継）

甲は、効力発生日において、乙の資産及び負債並びにこれらに付随する全ての権利義務を引き継ぐものとする。

第7条（善管注意義務）

1.甲及び乙は、本契約締結後効力発生日に至るまで、善良な管理者としての注意をもって、それぞれ業務執行及び財産の管理を行うものとし、本契約に別途定めるものを除き、各々の財産及び権利義務に重大な影響を及ぼすおそれ

のある行為を行おうとする場合には、甲及び乙が協議し合意の上、これを行うものとする。

2.前項の規定にかかわらず、甲は、(ⅰ)東京都中央区銀座四丁目12番15号歌舞伎座タワーに本店を有する株式会社ドワンゴコンテンツとの間で、平成26年6月26日付で両者間で締結する合併契約書に基づき、甲を吸収合併存続会社、株式会社ドワンゴコンテンツを吸収合併消滅会社とする吸収合併（本契約において「本合併②」という。）を行うこと、及び、(ⅱ)東京都中央区銀座四丁目12番15号歌舞伎座タワーに本店を有する株式会社キテラスとの間で、平成26年6月26日付で両者間で締結する合併契約書に基づき、甲を吸収合併存続会社、株式会社キテラスを吸収合併消滅会社とする吸収合併を行うことができるものとする。

第8条（合併条件の変更及び本契約の解除）

本契約締結後効力発生日に至るまでの間に、天災地変その他の事由により、甲若しくは乙の財産状態若しくは経営状態について重大な変動が発生し、若しくは判明した場合、又は、本契約に従った本合併の実行の支障となりうる重大な事象が発生し、若しくは判明した場合には、甲及び乙が協議し合意の上、本契約を変更又は解除することができるものとする。

第9条（本契約の効力）

本契約は、前条に従い本契約が解除された場合、又は、法令上本合併に関して要求される関係官庁の承認等が得られない場合には、その効力を失う。

第10条（協議事項）

本契約に定めるもののほか、本合併に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲及び乙が協議し合意の上、これを定めるものとする。

本契約の締結を証するため、本契約を2通作成し、甲乙記名捺印の上、各1通を保有する。

平成26年6月26日

甲：　東京都中央区銀座四丁目12番15号　歌舞伎座タワー
株式会社ドワンゴ
代表取締役社長　荒木　隆司

乙：　東京都中央区銀座四丁目12番15号　歌舞伎座タワー
株式会社ドワンゴモバイル
代表取締役社長　川影　幸久

合 併 契 約 書

株式会社ドワンゴ（以下「甲」という。）及び株式会社キテラス（以下「乙」という。）は、甲と乙との合併(以下「本合併」という。)に関し、次の通り、合併契約(以下「本契約」という。)を締結する。

第1条（当事会社及び合併の方法）

1.甲及び乙は、甲を吸収合併存続会社とし、乙を吸収合併消滅会社として、合併する。

2.本合併に係る吸収合併存続会社及び吸収合併消滅会社の商号及び住所は、次の通りである。

(1) 吸収合併存続会社
商　号 株式会社ドワンゴ
住　所 東京都中央区銀座四丁目12番15号　歌舞伎座タワー

(2) 吸収合併消滅会社
商　号 株式会社キテラス
住　所 東京都中央区銀座四丁目12番15号　歌舞伎座タワー

第2条（本合併に際して交付する金銭等に関する事項）

甲は、乙の発行済株式の全てを所有しているため、本合併に際して、金銭等の交付は行わないものとする。

第3条（本合併に際して増加すべき資本金及び準備金）

本合併により甲の資本金及び準備金の額は増加しないものとする。

第4条（効力発生日）

1.本合併がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、平成26年10月1日とする。但し、(ⅰ)効力発生日が、本合併②(第7条第2項において定義される。以下同じ。)がその効力を生ずる日と同日となる場合（但し、後記(ⅱ)に該当する場合を除く。）には、本合併は、本合併②の効力が生じることを条件として、(ⅱ)効力発生日が、本合併③（第7条第2項において定義される。以下同じ。）がその効力を生ずる日と同日となる場合（本合併②と本合併③が同日に効力を生ずる場合を含む。）には、本合併は、本合併③の効力が生じることを条件として、その効力を生じるものとする。

2.前項の規定にかかわらず、合併手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙が協議し合意の上、効力発生日を変更することができる。

第5条（合併承認総会）

1.甲は、会社法第796条第3項の規定により、本契約につき株主総会の承認を得ないで本合併を行う。

2.乙は、会社法第784条第1項の規定により、本契約につき株主総会の承認を得ないで本合併を行う。

第6条（会社財産の引継）

甲は、効力発生日において、乙の資産及び負債並びにこれらに付随する全ての権利義務を引き継ぐものとする。

第7条（善管注意義務）

1.甲及び乙は、本契約締結後効力発生日に至るまで、善良な管理者としての注意をもって、それぞれ業務執行及び財産の管理を行うものとし、本契約に別途定めるものを除き、各々の財産及び権利義務に重大な影響を及ぼすおそれのある行為を行おうとする場合には、甲及び乙が協議し合意の上、これを行うものとする。

2.前項の規定にかかわらず、甲は、(ⅰ)東京都中央区銀座四丁目12番15号歌舞伎座タワーに本店を有する株式会社ドワンゴコンテンツとの間で、平成26年6月26日付で両者間で締結する合併契約書に基づき、甲を吸収合併存続会社、株式会社ドワンゴコンテンツを吸収合併消滅会社とする吸収合併（本契約において「本合併②」という。）を行うこと、及び、(ⅱ)東京都中央区銀座四丁目12番15号歌舞伎座タワーに本店を有する株式会社ドワンゴモバイルとの間で、平成26年6月26日付で両者間で締結する合併契約書に基づき、甲を吸収合併存続会社、株式会社ドワンゴモバイルを吸収合併消滅会社とする吸収合併（本契約において「本合併③」という。）を行うことができるものとする。

第8条（合併条件の変更及び本契約の解除）

本契約締結後効力発生日に至るまでの間に、天災地変その他の事由により、甲若しくは乙の財産状態若しくは経営状態について重大な変動が発生し、若しくは判明した場合、又は、本契約に従った本合併の実行の支障となりうる重大な事象が発生し、若しくは判明した場合には、甲及び乙が協議し合意の上、本契約を変更又は解除することができるものとする。

第9条（本契約の効力）

本契約は、前条に従い本契約が解除された場合、又は、法令上本合併に関して要求される関係官庁の承認等が得られない場合には、その効力を失う。

第10条（協議事項）

本契約に定めるもののほか、本合併に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲及び乙が協議し合意の上、これを定めるものとする。

本契約の締結を証するため、本契約を2通作成し、甲乙記名捺印の上、各1通を保有する。

平成26年6月26日

甲：　東京都中央区銀座四丁目12番15号　歌舞伎座タワー
株式会社ドワンゴ
代表取締役社長　荒木　隆司

乙：　東京都中央区銀座四丁目12番15号　歌舞伎座タワー
株式会社キテラス
代表取締役社長　鈴木　慎之介